

# 色彩協議の手引き

秩序ある美しい色彩景観をめざして

景観は、海、山といった自然の要素と建築物・工作物といった人工の要素とで成り立っています。

景観を構成しているこれらの要素には様々な色彩が存在しています。









様々な色彩は雑然としていれば景観を損ね、良い景観を形成することはできません。

また、建築物・工作物の人工的に作られる色彩は総合的な視点でとらえ色合いを整えていくことで周辺環境と調和させることができます。

横須賀市では、建築物や工作物が、それぞれお互いの色彩を調整して秩序ある色彩景観を形成する仕組みが必要と考え、「建築物等色彩協議要綱」を制定し、建築物などの新築改築や塗り替えを行おうとする市民の皆さんや事業者の方に事前協議をお願いしています。

詳しくは、都市部まちなみ景観課まで、お問い合わせください。

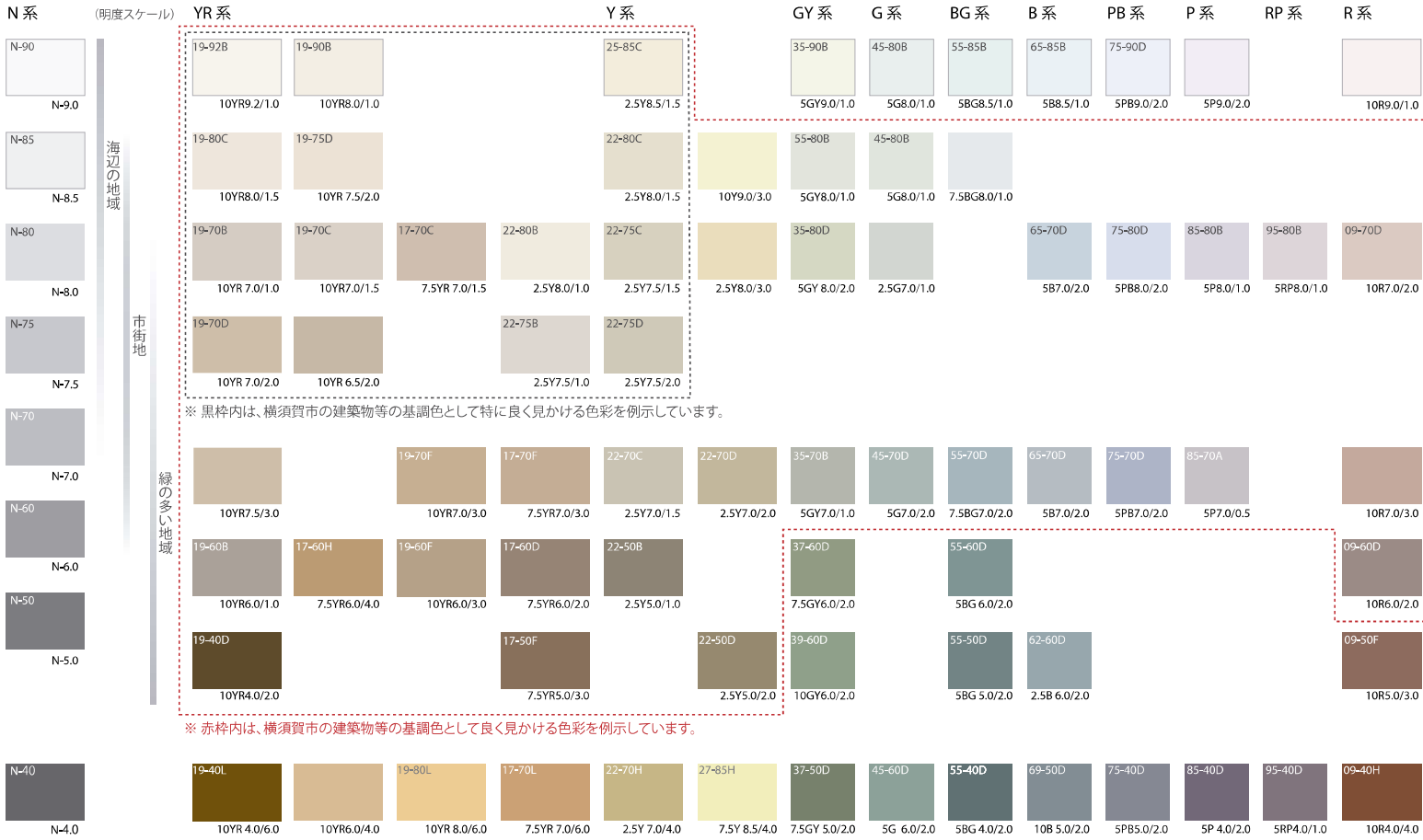
- TEL 046・822・8377/ FAX 046・826・0420
- e-mail : keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp
- URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4821/keikan/catlog/sikisaik.html>

	10B	彩度 2 以下
	5B	彩度 2 以下
	10BG	彩度 2 以下
	5BG	彩度 2 以下
	10G	彩度 2 以下
	5G	彩度 2 以下
	10GY	彩度 2 以下
	5GY	彩度 2 以下
	10Y	彩度 4 以下
	5Y	彩度 4 以下
	10YR	彩度 6 以下
	5YR	彩度 6 以下
	10R	彩度 6 以下
	5R	彩度 6 以下
	10RP	彩度 2 以下
	5RP	彩度 2 以下
	10P	彩度 2 以下
	5P	彩度 2 以下
	10PB	彩度 2 以下
	5PB	彩度 2 以下

## D. カラーサンプル

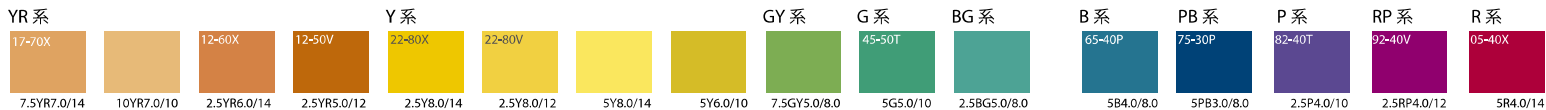
### ●色彩基準の範囲内にある代表的な色彩の例

※このカラーサンプルの色見本は印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。



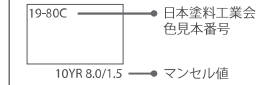
### ●色彩基準の範囲を超える色彩の例

※このカラーサンプルの色見本は印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。



(作成協力: (株)カラープランニングセンター)

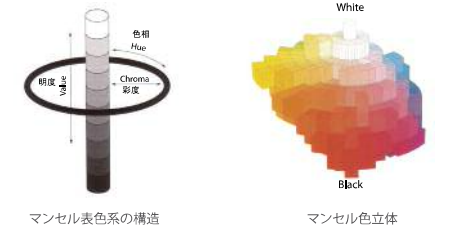
### 色彩をつたえる方法 (マンセル表色系)



色彩は赤、青など「色名」で表現されますが、正確に色彩を伝えるとはいえません。建築主、設計者や施工者など多くの人々が、色彩をより正確に共有できるよう「マンセル表色系」を使って色彩を表現します。マンセル表色系は日本工業規格 (JIS Z 8721) にも採用されている色の表示方法です。

#### ●マンセル表色系のしくみ

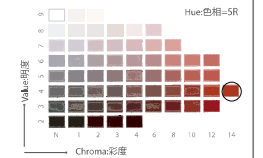
マンセル表色系は、画家マンセル (米) の創案したシステムで、色相・明度・彩度の三属性を尺度化したものです。マンセル表色系の構造は縦に明度、中心から外に向かって彩度、外周に色相を配しています。



#### ●マンセル値の表し方

5R 4 / 14

色相 明度 彩度



#### ○色相

色味の違いを表しています。赤R~赤紫RPの10色相の頭文字とその変化を表す数字を組み合わせて用います。無彩色はニュートラルNで表します。

#### ○明度

色彩の明るさの度合いを表します。完全な黒を明度0として完全な白を明度10としています。

#### ○彩度

鮮やかさの度合いを表します。無彩色を0として鮮やかさが増すにつれて度数が増します。色相によって、その彩度の上限は異なります。

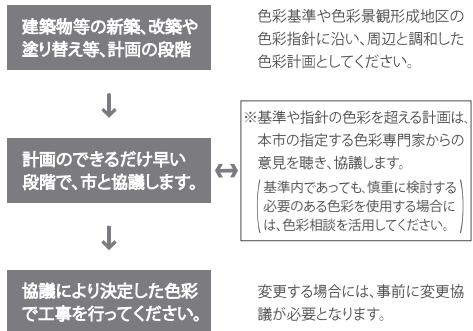
## A. 色彩協議

建築物や工作物の外観の色彩が、周辺地区で使われている色彩と違和感をもったり、周辺環境から突出したりすることを避けて、周辺と調和した色彩となるように、建築物・工作物の新築、改築や塗り替え等を行おうとする市民のみなさんや事業者の方と市とで事前に協議を実施しています。

### ■協議の対象となる地域

横須賀市全域です。(一部適用が除外される地域もあります。)

### ●協議の流れ



●次の行為等は、景観条例に基づく景観協議及び景観法の届出が必要となります。  
詳しくは、まちなみ景観課までお問い合わせ下さい。

- 建築物や工作物で、一定規模の高さや面積を超えるもの
- 一定規模以上の開発行為
- 横須賀市から助成を受けることができる建築物や工作物
- 景観推進地区など、特定地区内での建築行為

### ●色彩景観形成地区

色彩景観の形成を重点的に推進するために、色彩景観形成地区を指定していきます。形成地区では、みなさんと協働して地区の範囲や地区の色彩指針を定めて、地区に相応しい色彩景観を創っていきます。

次の地区が、すでに形成地区として指定されています。

- マホリシーハイツ色彩景観形成地区
- 小川町マンション群色彩景観形成地区
- 横須賀ニュータウン湘南池上色彩景観形成地区

## B. 色彩調和

建物やフェンスなどの色彩を選択するときには、周辺環境との調和に配慮することが大切です。  
色彩計画は、周辺環境の色彩を調べて、使われている色彩の特徴を把握し、調和する色彩を組み合わせたことが基本となります。  
調和する色彩の組み合わせには次のようなものがあります。

### ■色彩調和の方法

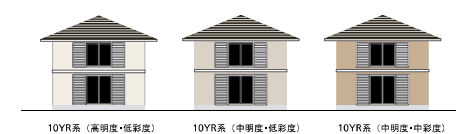
#### ●よく似た色彩を使った街並み

建物の色を色相・明度・彩度が、類似する色彩(類似色)でまとめた配色



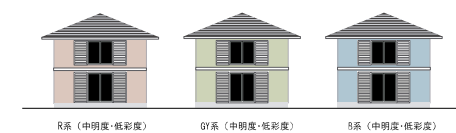
#### ●色相をそろえてトーンに変化をつけた街並み

建物の色を同一または類似する色相でそろえ、明度や彩度に变化を持たせた配色



#### ●トーンをそろえて色相に変化をつけた街並み

建物の色を同一または類似するトーンでそろえ、色相に変化を持たせた配色



※トーンとは  
三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。  
明るさや鮮やかさが似ている色彩は色相が異なっていても強弱や濃淡などの印象がほぼ共通してきます。

#### ○騒色を取り除く

高彩度の色彩は周辺と調和せず騒色となります。自然環境に恵まれた場所や住宅地では、特に使用を控えましょう。



## C. 色彩基準

「横須賀市景観計画」では次のとおり色彩基準を定めています。  
ただし、色彩景観形成地区に指定された地区については、それぞれの地区の色彩指針が適用されます。

### ■色彩基準

次に示す色彩は、屋根や外壁などの外観の基調色としての使用は避けてください。  
(表示はマンセル表色系としています。)

色相	彩度
R(赤)・YR(黄赤)	6を超える色彩
Y(黄)	4を超える色彩
GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青) PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	2を超える色彩

上記の基準を超える色彩であっても、アクセント色として建築物等の各面の付面積の5%以内であれば使用することができます。

### ■配慮事項

建築物や工作物の外観の基調色は、建築物等の色として見慣れた色相(R系、YR系、Y系、N)を基本としてください。  
また、建築物等の色彩は色彩基準内のものとする場合でも、次の事項に配慮して周辺との色彩景観に調和する色彩計画としてください。

1. 周辺と同一又は類似する色相を使用して調和を図る。
2. 周辺と同一又は類似する彩度及び明度を使用して調和を図る。

### ■色彩相談

色彩基準内の色彩であっても、下表の色彩は横須賀市の建築物や工作物の基調色として多く使われているものではないため、使い方によっては周囲の街並みと調和しない場合もあります。  
下表の色彩を使う場合には、慎重に色彩計画を検討する必要があります。

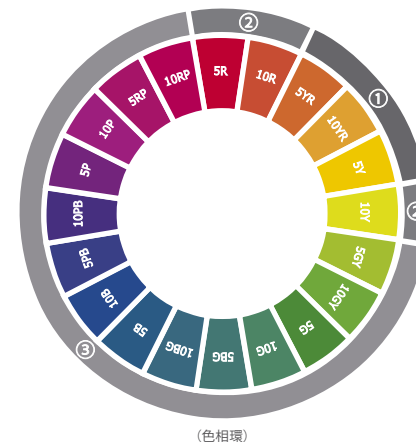
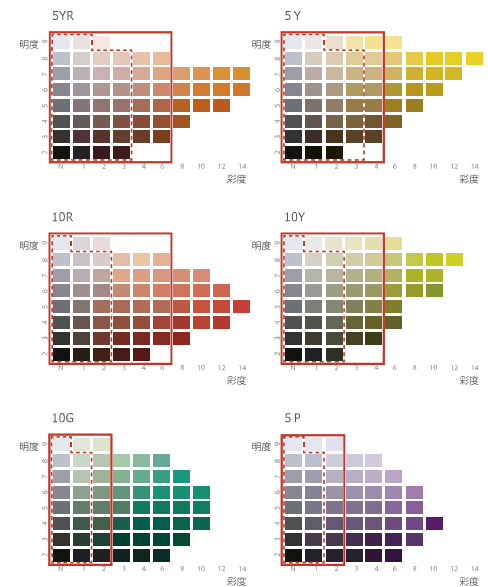
本市では毎月1回、環境色彩の専門家による色彩相談を行っていますので、検討の際には活用してください。

色相	明度8.5まで	明度8.5を超えるもの
① 5YR~5Y	彩度3を超えるもの	彩度1を超えるもの
R及び①以外のYRとY	彩度2を超えるもの	彩度があるもの
② GY・G・BG・B PB・P・RP	彩度1を超えるもの	彩度があるもの

(表示はマンセル表色系としています。)

### ■カラーチャートサンプル

- ・ 枠内が、「色彩基準」内の範囲を示しています。
- ・ 枠外は、慎重に検討する必要がある範囲を示しています。



(色相環)

## 建築物等色彩協議要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、秩序ある美しい都市景観を形成するために、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び別に定める工作物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「建築行為等」という。)を行う際に、景観形成に影響を与える外観の色彩に係る協議をすることについて定めるものとする。

### (色彩景観形成地区の指定)

第2条 市長は、色彩景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を色彩景観形成地区(以下「形成地区」という。)として指定することができる。

### (色彩協議)

第3条 事業者(建築行為等を行う者をいう。以下同じ。)は、当該建築行為等に係る計画の作成に当たっては、あらかじめ市長と協議を行うものとする。ただし、景観法(平成16年法律第110号)第16条に規定する届出又は通知が必要な行為については、この限りでない。

2 前項の規定により協議を行った事業者は、その協議内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と変更協議を行うものとする。

3 前2項の協議は、形成地区内にあつては別に定める当該地区の色彩指針、形成地区外にあつては横須賀市景観計画に定める色彩基準に基づき行うものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の協議がまとまらず、当該建築行為等が前項の色彩指針又は色彩基準に適合しない場合は、あらかじめ本市が指名する色彩について学識経験を有する者の意見を聴き、第1項又は第2項の計画に反映するよう努めるものとする。

### (適用の除外)

第4条 この要綱の規定は、次の地区については適用しない。ただし、当該地区の利害関係者からこの要綱の適用に係る申出があった場合は、この限りでない。

- (1) まちづくり協定等で建築物等の色彩が定められている地区
- (2) よこすか海辺ニュータウン色彩ガイドライン策定地区
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区

### (その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。